

1962年12月8日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分～午後5時25分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	柏嶺正康	8番	石川英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	正川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古渡藏清次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 吳屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢し安一
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第34号 1963年度宣野市才入才出追加更正予算について。

日程第2. 諮問第3号 区長制廃止に伴う取扱について

日程第3. 諮問第2号 未端行政区画について。

日程第4. 諮問第4号 那須市上水道取水について。

日程第5. 陳情第9号 陳情書(清掃条例設定方について)

1962年12月8日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分～午後5時25分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比 扇 定亮	3番	天久 盛 雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春 純
7番	稻嶺 正康	8番	石川 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	正川 繁	12番	大川 弁
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古波藏 清次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 吳屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢し安一
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第34号 1963年度宜野湾市入出追加更正予算について。

日程第2. 諮問第3号 区長制度廃止に伴う取扱について。

日程第3. 諮問第2号 末端行政区画について。

日程第4. 諮問第4号 那覇市上水道取水について。

日程第5. 陳信第9号 陳情書(清掃条例設定方について)

7. 会議の頃末

議長 ~出席 18 名であります。市町村自治法第 53 条により議会は成立致しますので、只今より第 2 目目の会議を開きます。
(午前 10 時 17 分)

議長 ~日程第 1. 1963 年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを上程致します。

議長 ~3 番、12 番、19 番議員の出席を報告致します。

議長 ~書記をして朗読せしめます。

議長 ~提案者の説明を求めます。

市長 ~今度の追加更正予算については、才入の都で補助金 559 \$、市町村交付税 305 \$、繰越金 155 \$ で計 1,019 \$ の増となつております。
才出の主なものは、産業経済費でどうしてもこの事業をやらなければならないとのことで、農業 700 \$ 程度、タバコ購入費 750 \$ と消防庁舎新築工事請負費追加費となつております。
尚詳しいことについては、御質疑にお答えしたいと思っておりますので、御審議の程をお願い致します。

議長 ~本案に対する質疑を求めます。

10 番 ~種子タバコ購入について、前の議会でも陳情案件が来ておりましたが、実際今後の農業奨励に役立つタバコであるかどうか、関係所等から資料を集めて報告するとのことでありました。資料があれば説明願います。

経済課長 ~資料については未だ集めてありませんが、これは中城村字北上原の米須と云う人が購入したものであります。
農業關係の本から見た場合将来有望であると、又近く農連が購入するとの話しがありましたが、未だ正式の文書はきておりません。

10 番 ~購入した場合、どういう方法でし育させるか。

経済課長 ~未だはつきりした方針は決つてないが、購入して市内の養とん組合の方々と話し合つて、めす、をす、別々にし育させたいと思っております。
期間は各々 2~3 年にしたいと思っております。

3 番 ~消防庁舎の建設について、何坪か。
産業振興費でこう施設の補助金が 400 \$ なつておりますが、後何アール

7. 会議の頃末

議長 ～出席 18 名であります。市町村自治法第 53 条により議会は以立致しますので、只今より第 2 目目の開議を開きます。
(午前 10 時 17 分)

議長 ～日程第 1. 1963 年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを上程致します。

議長 ～3 番、12 番、19 番議員の出席を報告致します。

議長 ～書記をして朗読せしめます。

議長 ～提案者の説明を求めます。

市長 ～今度の追加更正予算については、才入の部で補助金 559 \$、市町村交付税 305 \$、繰越金 155 \$ で計 1,019 \$ の増となつております。
才出の主なものは、産業経済費でどうしてもこの事業をやらなければならぬとのことで、農業 700 \$ 程、ブタ購入費 750 \$ と消防庁舎新築工事請負費追加分となつております。
尚詳しいことについては、御疑惑にお答えしたいと思っておりますので、御審議の程をお願い致します。

議長 ～本案に対する質疑を求めます。

10 番 ～種ブタ購入について、前の議会でも陳情案件が来ておりましたが、実際今後の畜産奨励に役立つブタであるかどうか、関係所等から資料を集めて報告するとのことでありましたが、資料があれば説明願います。

経済課長 ～資料については未だ集めておりませんが、これは中城村字北上原の米須と云う人が購入したものであります。

農業関係の本から見た場合将来有望であると、又近く農連が購入するとの話しがありました。未だ正式の文書はきておりません。

10 番～購入した場合、どういう方法でし育させるか。

経済課長 ～未だはつきりした方針は決つてないが、購入して市内の養とん組合の方々と話し合つて、めす、をす、別々にし育させたいと思っております。
期間は各々 2~3 年にしたいと思っております。

3 番 ～消防庁舎の建増について、何坪か。

産業振興費でこう廻地の補助金が 400 \$ なつておりますが、後何アール

7番～各部残つておるか、又今までに補助したアール畝はいくらか。
 ②種の購入費について、政府が斡旋して購入するものであるかどうか
 総務課長～市・町村行なつたもので、市は手配して販賣する形で、
 市は手配する形で、市は手配する形であります。

総務課長～消防庁舎建増について、10坪の増となつております。

経済課長～今までに補助したのが、5,000アールであります、後残つてある
 のが約5町歩位しか残つておりません。

種の購入費については、農道を通じて購入する。
 ③番～今までの実績が5,000アールであると、これは政府としても補助し
 てやつていたが、二重になつた所はないかどうか。

経済課長～政府の場合は1956年であり、又こう騒ぐになり二重になつた
 所もあります。

15番～5歳1頭の生活保護費について、530円の額になつてゐるが、これ
 について御説明願います。

総務課長～これは1目の援助費ではなく、2目の災害救助費からの額であり
 ます。これが1目でござる。2目でござる。二重になつておる事

4番～産業経済費の20目造林奨励費が799ドルの追加となつておりますが、
 これは市の計画であるのか、又政府の計画であるのか。

経済課長～これは政府の計画で場所は真志喜であります。何故市が計画しな
 かつたかと申しますと、直ぐには利益がないので誰もやりたがらない、又造林は70%の補助ではむづかしいであります。
 保育については、松の種子を3尺～4尺おきにまいて行くのであり
 ます。これに対して政府としても3年間は補助をすることであ
 ります。

4番～市が計画して植林している分の維持管理が不充當であると思うが、
 いかようにして、維持管理をしているか。

経済課長～市が計画してやつたのは少ないので、別に放任の点はないと思つ
 ております。

18番～市、才入の155円の繰越しはどういうものか。
 ①・基本財産基金積立金の1,600ドルの更正額はどういうものか。
 ②・消防庁舎新築工事請負費追加費500円は財産取得にはならない
 かどうか。
 ③・種の購入費は市が直接プラを購入するというが、利子等を補助
 して購入させるという事はできないのか。

位残つておるか。又今までに補助したアール數はいくらか。
蓄種の購入費について、政府が斡旋して購入するものであるかどうか。

総務課長～消防庁舎建壇については、10坪の壇となつております。

経済課長～今までに補助したのが、5,000アールであります。後残つているのが約5町歩位しか残つておりません。
種蓄の購入については、農連を通じて購入する。

3番～今までの実績が5,000アールであると、これは政府としても補助してやつていたが、二重になつた所はないかどうか。

経済課長～政府の場合は1956年であり、又こう廢地になり二重になつた所もあります。

15番～5款1項の生活保護費について、530\$の減になつてゐるが、これについて御説明願います。

総務課長～これは1目の援助費ではなく、2目の災害救助費からの減であります。

4番～産業経済費の20目造林奨励費が799\$の追加となつておりますが、これは市の計画であるのか、又政府の計画であるのか。

経済課長～これは政府の計画で場所は真志喜であります。何故市が計画しなかつたかと申しますと、直ぐには利益がないので誰もやりたがらない。又造林は70%の補助ではむつかしのであります。
保育については、松の種子を3尺～4尺おきにまいて行くのであります。これに対して政府としても3年間は補助をすることあります。

4番～市が計画して植林している分の維持管理が不充分であると思うが、いかようにして、維持管理をしているか。

経済課長～市が計画してやつたのは少ないので、別に放任の点はないと思つております。

18番～#. 才入の155\$の繰越しはどういうものか。
#. 基本財産基金積立金の1,600\$の更正減はどういうものか。
#. 消防庁舎新築工事請負費追加分500\$は財産取得にはならないかどうか。
#. 種蓄購入費は市が直接ブタを購入するというが、利子等を補助して購入させるという事はできないのか。

155番 諸課長～155番の様趣は決算期の確定額であります。

積立金1,600\$の更正源は予算執行中途でありますので未だ積立金として積立てないので更正してあります。

当初で積立した場合は議決をえて繰入れ使用となり、同一の臺が2回予算を通して結果になり運用上からも良くない。現在は1,600\$減にしてても余剰の50%以上の積立下らず約70%はあると思います。
※・消防庁舎の請負費追加の500\$については、財産取得ではあるが議会の議決による普通の対象の营造物ではなく、行政財産の場合は運用誤りといえます。

経済課長～種子購入については、市民が早くこのプラ자를購入してもらいたいとの希望がありますが、あまりに高価なため農家としては購入できないと、補助でやるにしても規程の範囲内では出来ないし、陳情者の意見をきいた所90%位補助してくれとのことであるし、又利子補助としても問題であります。

市の計画としては、市が購入してオス、メス別々に生育させたいと思っています。

1.8番～購入に対する補助ではなく、利子補助では出来ないかどうか。

経済課長～方法については良くわかりますが、農家では購入することは難しいのではないかと思います。

議長～暫休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時45分)

3番～真志喜地区内の造林について、松を植種しての造林となつてゐるが何故植じうしないか、植種は管理上も難しいと思うが。

経済課長～林務課に苗の確保を問合せたが、植種が良いことであつた。ススキが生えて難しいことであるが、関係地主も協力してもらうよう区長を通じてお話を申し上げてあります。

3番～まいて後の管理が充當でなければ出来ないと思うが、その計画について。

経済課長～ススキの根を取つてしまえば、別に問題はないと思っております。

5番～苗はあるが植種した方が良いことか、真志喜の住民としては苗の方が管理面においても良いと、植種の場合は管理面にも人手が入るので不満をもつてをりますが、苗を植林した方法が良いと思うが。

経済課長～苗はあつても植種した方が良いことであります。

課務課長～155 \$の繰越は決算期の確定額であります。

積立金1,600 \$の更正源は予算執行中途でありますので未だ積立金として積立てないので更正してあります。

当初で積立した場合議会の議決をえて繰入れ使用となり、同一の盤が2回予算を通る結果になり運用上からも良くない。現在は1,600 \$減にしても条例の50 %以上の積立下らず約70 %とはあると思います。
＊消防庁舎の請負費追加の500 \$については、財産取得ではあるが議会の議決による普通の対象の营造物ではなく、行政財産の場合は運用歓で良いであります。

経済課長～種ナタ購入については、市民が早くこのナタを購入してもらいたいとの希望がありますが、あまりに高価なため農家としては購入されないと、補助でやるにしても規程の範囲内では出来ないし、陳情者の意見をきいた所90 %位補助してくれとのことであるし、又利子補助としても問題であります。

市の計画としては、市が購入してオス、メス別々にし育させたいと思っている。

18番～購入に対する補助ではなく、利子補助では出来ないかどうか。

経済課長～方法については良くわかりますが、農家では購入することは難しいのではないかと思います。

議長～暫休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時45分)

3番～真志喜地内の造林について、松を播種しての造林となつてはいるが何故殖じうしないか、播種は管理上も難しいと思うが。

経済課長～林務課に苗の確保を問合せたが、播種が良いとのことであつた。ススキが生えて難しいとのことであるが、関係地主も協力してもらうよう区長を通じてお話を申し上げてあります。

3番～まして後の管理が充當でなければ出来ないと思うが、その計画について。

経済課長～ススキの根を取つてしまえば、別に問題はないと思っております。

5番～苗はあるが播種した方が良いとのことか、真志喜の住民としては苗の方が管理面においても良いと、播種の場合は管理面にも人手が入るので不満をもつてをりますが、苗を植林した方法が良いと思うが。

絏済課長～苗はあつても播種した方が良いとのことであります。

15番～63年度の税金が増額になっているが、何を対象にして課税したか。
税法第44条の後段を適用してやつたことがあるかどうか、あれほど
の位あるか。

財政課長～所得税法を適用しております。次の議会に改正をしたいと思つております。

議長～暫時休憩します。(午前11時55分)

議長～再開致します。(午前11時56分)

8番～こう耕地解消、造林計画にもすぐ補助金が計上され、これは良いこと
であります。都市計画との縦横の連繋はどうなつてゐるか。
経済課長～具体的には話しあつてないが、都計が施行されるまでは耕地として
又植じうもして行きたいと思つております。

議長～お詫び致します。大体質疑もつきたようありますが、質疑を打切つ
てよいかどうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

4番～本案については、才入才出ともどうしても更正しなければ出来ないので、適切なる処置と認め原案に賛成致します。尚御要望を申し上申ます。以前から更正是なるべくさせて、1ヶ月を当初で予算に計上するのが望しいと再三申し上げたと思うが、次回からは上半期、下半期に分けて上程しなるべく更正をさけるよう御要望申し上げます。

議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では議案第34号1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

議長～原案に対し御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

15番～63年度の税金が増額になっているが、何を対象にして課税したか。
税法第44条の後段を適用してやつたことがあるかどうか、あればどの位あるか。

財政課長～所得税法を適用しております。次の議会に改正をしたいと思つております。

議 長暫暫休憩致します。(午前11時55分)

議 長～再開致します。(午前11時56分)

8番 ～こう隣地解消、造林計画にもずく補助金が計上され、これは良いこと
であります、都市計画との立、横の連計はどうなつているか。

経済課長～具体的には話しあつてないが、都計が施行されるまでは耕地として
又植じうもして行きたいと思つております。

議 長～お詫り致します。大体質疑もつきたようありますが、質疑を打切つ
てよいかどうかお

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議 長～では討論に入ります。

4番 ～本案については、才入才出ともどうしても更正しなければ出来ないので、適切なる処置と認め原案に賛成致します。
尚御要望を申し上げます。以前から更正はなるべくさけて、1ヶ月分を当初で予算に計上するのが望しいと三再申し上げたと思うが、次回からは上半期、下半期に分けて上程しなるべく更正をさけるよう御要望申し上げます。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では議案第34号1963年度宣野市才入才出追加更正予算につい
てを表決に付します。

議 長～原案に対し御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御質問ないものと認め、議案第34号1963年度宜勝市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決決定します。

議長～休憩致します。(午餐客時5分)

議長～着用致します。(午餐1時17分)

議長～日定第2. 脊間第3号区長制度廃止に伴う取扱についてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～区長制度の廃止にともない、6つの案を示してあります。身分、給与、任命の問題、部落との関係等でいずれを取つた方法が良いかを諮問してありますが、宜しく御審議の程をお願いします。

議長～本案の質疑を求めます。

10番～工案が良いとした場合、身分、給与等の変更は可能かどうか。これは法的な根きよによつてのものか。

総務課長～少々身分部の修正は可能であると思います。特に身分、給与の場合は条例とも関連付けた資料であります。必ずしもそうしなければいけないと云うことではなく、条例に抵しよくしない範囲においては、入替も可能である。

10番～本案は末端行政区画案とも関連致しますが、それも考慮に入れて提案されたのかどうか。

総務課長～たしかに関連はしますがどういう区画がなされようが市町村行政を行うための行政組織をどうもつて行くかと、此の組織形体の中で行政区画の場合はどう組織形体をして、その区画にどうはめるかと云うことになる。直接関連付けてのものではなく、あくまでも組織は組織として、行政区画というものは事務負担と負担区域になりますので、この制度と区画と云うものは直々結び付けてのものではない。

10番～今先の説明では少々の入替は出来るとのことでありましたが、これ^は字句の入替か又形態の入替も可能かどうか。

総務課長～具体的に項目を示してこないと何であります。例へば身分の処で第1案の定額化をしないで、非常勤となつた場合はあくまでも非常勤でありますので、法令上これ以外の身分の取扱ひをすることは出来な

議長～御異がないものと認め、議案第34号 1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決を定めます。

議長～休憩を致します。(午後零時5分)

議長～専門を致します。(午後1時17分)

議長～日定第2。諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱についてを上程致します。

書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～区長制度の廃止にともない、6つの案を示めしてあります。身分、給与、任命の問題、部落との関係等でいずれを取つた方法が良いかを諮問してありますが、宜しく御審議の程をお願いします。

議長～本案の質疑を求める。

10番～1案が良いとした場合、身分、給与等の変更は可能かどうか。これは法的な根きよによつてのものか。

総務課長～少々分部的な修正は可能であると思います。特に身分、給与の場合は条例とも関連付けた資料ですが、必ずしもそうしなければいけないと云うことではなく、条例に抵しよくしない範囲においては、入替も可能である。

10番～本案は末端行政区画案とも関連致しますが、それも考慮に入れて提案されたのかどうか。

総務課長～たしかに関連はしますが、どういう区画がなされようが市町村行政を行うための行政組織をどうもつて行くかと、此の組織形体の中で行政区画の場合はどう組織形体をして、その区画にどうはめるかと云うことになる。直接関連付けてのものではなく、あくまでも組織は組織として、行政区画というものは事務分担と分担区域になりますので、この制度と区画と云うものは直ぐ結び付けてのものではない。

10番～今先の説明では少々の入替は出来るとのことでありましたが、これ字句の入替か又形態の入替も可能かどうか。

総務課長～具体的に項目を示してこないと何でありますが、例へば身分の処で第1案の定数化をしないで、非常勤となつた場合はあくまでも非常勤でありますので、法令上これ以外の身分の取扱いをすることは出来ない

い、給与の場合でも非常勤職員である以上は給與の対象にはならない。
法令上規定される以外の任命の方法とか、勤務の形態の問題とか、こう
云うものは少々字句以外の分野までのほざることあります。

5番～第1案から第6案まであります、例へば第1案の妥当でない分部と、
第2案の妥当である分部との入替する場合の問題というのは、単に法令
に定しよくなければよいのか?

鷹野課長～制度改廃に伴う趣旨でありますので、最高度の効率的運用が出来る
という目次と合致するという2点から、御配慮して戴けたら結構だと思います。

5番～法的に抵しまくしなければ良いと云うことか。(はい)

議長～暫休憩致します。(午後1時34分)
議長～暫休憩終了です。(午後1時54分)

議長～諮問第2号区長制度廃止に伴う取扱については、質疑の段階で継続審議
にしたいと思います。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、諮問第2号区長制度廃止に伴う取扱についてを
質疑の段階で継続審議と致します。

議長～日程第3、諮問第2号未端行政区画についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

い。給与の場合でも非常勤職員である以上は給料の対象にはならない。
法令上根拠される以外の任命の方法とか、勤務の形態の問題とか、こう
云うものは少々字以外の分野までのはせるということあります。

5番～第1案から第6案までありますが、例へば第1案の妥当でない分部と、
第2案の妥当である分部との入替する場合の制限というのは、単に法令
に定しよくしなければよいか。

総務課長～制度改廃に伴う趣旨でありますので、最高度の効率的運用が出来る
という目的と合致するという2点から、御配慮して戴けたら結構だと思
います。

5番～法的に抵しよくしなければ良いと云うことか。（はい）

議長～暫休憩致します。（午後1時34分）

議長～再開致します。（午後3時）

議長～諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱については、質疑の段階で継続審議
にしたいと思います。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異がないものと認め、諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱についてを
質疑の段階で継続審議と致します。

議長～日程第3. 諮問第2号末端行政区画についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～市町村自治法の改正に伴い、区及び区長制度が廃止になり、市町村における末端行政の有方及び区域設定の必要の有無等について、再検討の必要があり、その基本的要項を設定する趣旨で提案してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時5分)

議長～再開致します。(午後3時46分)

議長～休憩中にお話しがありましたとおり、本案件は継続審議に付したひと思いますが御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第2号末端行政区画についてを継続審議(質疑の段階)に致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時47分)

議長～再開致します。(午後3時49分)

議長～日程第4、諮問第4号那覇市上水道取水についてを継続と致します。

議長～書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～那覇市の上水道関係で、本市の伊佐浜川より取水依頼がありまして、これに対する処置と戦前取扱手続によつて取水された水源地河流の権利問題、取水量、送水管敷設変更等の問題について、お詰りしたいと思つて提案してあります。尚、詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。この件につきましては、まだ見ては御苦労を頂いております。

議長～本件の質疑を求めるところです。

19番～第1項については、今後の上水道のあり方を検討すれば急ぐ答申できると思いますが、第2項については、前の議会でも検討されたところであります。どの程度まで検討されたか御説明願います。

市長～調査をして資料も全部まとめてあります。両方で委員会を開催して話し合をもつことになつておりますので、当市としても検討する場合、あ

市長～市町村自治法の改正に伴い、区及び区長制度が廃止になり、市町村における末端行政の有方及び区域設定の必要の有無等について、再検討の必要があり、その基本的事項を設定する趣旨で提案しております。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午後3時5分）

議長～再開致します。（午後3時46分）

議長～休憩中にお話しがありましたとおり、本案件は継続審議に付したひと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、諮問第2号末端行政区画についてを継続審議（質疑の段階）に致します。

議長～暫休憩致します。（午後3時47分）

議長～再開致します。（午後3時49分）

議長～日程第4、諮問第4号那覇市上水道取水についてを議題と致します。

議長～書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～那覇市の上水道関係で、本市の伊佐浜川より取水依頼がありまして、これに対する処置と戦前収用手続きによって取水された水源地河流の補償問題、取水量、送水管敷設変更等の問題について、お語りしたいと思つて提案してあります。尚、詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案の質疑を求めます。

19番～第1項については、今後の上水道のあり方を検討すれば急ぐ審議すべきと思いますが、第2項については、前の議会でも検討されたとのことでありますが、どの程度まで検討されたか御説明願います。

市長～調査もして資料も全部まとめてあります。両方で委員会を構成して話をもつことになつておりますので、当市としても接渉する場合、あ

る程度の項目を上げて当らなければならぬので、その項目をお詰りしたいと思つて、

諭誨課長～前議員の方々は良くおわかりだと思いますが、簡単に御説明申し上げます。昭和5年から昭和7年頃宜野湾が那覇から占有約な収用手続によつて、多くの水源地から取水された実例があります。

それについて前議会で、現在どのような状態であるか、収用当時と現在と変つた事はないか又新に那覇市と接渉する余地はないかと、又歴史的に大きな問題でありますので、当時者としてもその資料を集めたいとのことで、特別委員会を構成して資料収集をしたのであります。調査の方法と致しましては、収用当時の場合は内務省の管轄でありますので、日本政府、琉球政府、那覇市等に照会をして、幸に那覇市に水道史があるということをきいて、宜野湾市に關係する分部を写して保管してあります。

琉球政府に対しては、その資料から疑義の点を照会し、那覇市に対してもその資料の疑義を項目別に上げて照会をし、回答も得えおります。そうこうする内に宇摩地泊から水源地に關し、従前、その他のことについて陳情が參つて採択されております。

以上申しあげたようになっております。

5番～那覇市の伊佐浜川からの取水依頼について回答されたかどうか。

市長～依頼文書を届けに見えた場合、現在は水道公社の水を使用しているが何れは自己水源で水道事業をするに至つてゐるので、当市から水を取るのは問題であると、口頭で申し上げてある。

19番～伊佐浜川の取水については、軍用地内ではありますので軍が一方的に那覇市に水をやると云う事もけ念されるが、その面についても調査されたかどうか。

市長～那覇市が軍に対してどういうふうに接渉されたかは未調査してない。当市では自己水源である場合、喜友高川の水を飲用してもよいという書類は保存している。

議長～只今定刻4時であります。暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

3番～この詮問案件は接渉の段階としての詮問案であるのか、又第2項について、那覇市としても柔軟を規定してやるとのことであるが、当市としても柔軟の必要はないかどうか。

る程度の項目を上げて当らなければならないので、その目頭をお詰りしたいと思つて。

総務課長～前議員の方々は良くおわかりだと思いますが、簡単に御説明申し上げます。昭和5年から昭和7年頃宜野湾が那覇から占有的な収用手続きによつて、多くの水源地から取水された実例があります。

それについて前議会で、現在どのような状態であるか、収用当時と現在と変つた事はないか又新に那覇市と接渉する余地はないかと、又歴史的に大きな問題でありますので、当時者としてもその資料を集めたいとのことで、特別委員会を構成して資料収集をしたのであります。調査の方法と致しましては、収用当時の場合は内務省の管轄でありますので、日本政府、琉球政府、那覇市等に照会をして、幸に那覇市に水道史があるということをきいて、宜野湾市に關係する分部を写して保管しております。

琉球政府に対しては、その資料から疑義の点を照会し、那覇市に対してもその資料の疑義を項目別に上げて照会をし、回答も得えおります。そうこうする内に字字地泊から水源地に關し、補償、その他のことについて陳情が參つて採択されております。

以上申しあげたようになつております。

5番～那覇市の伊佐浜川からの取水依頼について回答されたかどうか。

市長～依頼文書を届けに見えた場合、現在は水道公社の水を使用しているが何れは自己水源で水道事業をすることになつてゐるので、当市から水を取るのは問題であると、口頭で申し上げてある。

19番～伊佐浜川の取水については、軍用地内ではありますので軍が一方的に那覇市に水をやると云う事もけんされますが、その面についても調査されたかどうか。

市長～那覇市が軍に対してどういうふうに接渉されたかは調査してない。当市では自己水源でやる場合、喜友名川の水を使用してもよいという書類は保存している。

議長～只今定刻4時であります。暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

3番～この詰問案件は接渉の段階としての詰問案であるのか、又第2項については、那覇市としても条例を設定してやることであるが、当市としても条例の必要はないかどうか。

市長～第2項については条例の必要があれば、条例を設定しなければならないと思つております。

3番～第1項は回答の点だと思うが、回答するための諮問であるのか。

市長～書面で回答致しますが、議会としても検討してもらいたいとのことであります。

議長～暫休憩致します。(午後4時17分)

議長～再開致します。(午後4時54分)

議長～本案の進め方について、お詰り致します。

3番～本案件は重要な問題でありますので、経工委員会に付託して継続審議をさせたい。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました
お詰り致します。只今の動議のとおり継続審議にして経工委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第4号那覇市上水道取水についてを、
経続審議のまま経工委員会に付託することに決定致します。
尚、次の臨時会までに御報告するようお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時57分)

議長～再開致します。(午後4時58分)

議長～日程第5、陳情第9号陳情書(清掃条例制定)についてを云々陳情書
未答つておりますが、受理するかどうかお詰り致します。
書類をして一切お受けしらばず。

議長～暫休憩致します。(午後5時)

議長～再開致します。(午後5時4分)

3番～陳情書の内容にもあるとおり、市にそのような関係条例がなければ、
環境衛生上からも見苦しいので受理すべきであると思ひます。

市長～第2項については条例の必要があれば、条例を設定しなければならないと思つております。

3番～第1項は回答の点だと思うが、回答するための諮問であるのか。

市長～書面で回答致しますが、議会としても検討してもらいたいとのことであります。

議長～暫休憩致します。(午後4時17分)

議長～再開致します。(午後4時54分)

議長～本案の進め方について、お詰り致します。

3番～本案件は重要な問題でありますので、経工委員会に付託して継続審議をさせたい。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました
お詰り致します。只今の動議のとおり継続審議にして経工委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第4号那覇市上水道取水についてを、
継続審議のまま経工委員会に付託することに決定致します。
尚、次の臨時会までに御報告するようお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時57分)

議長～再開致します。(午後4時58分)

議長～日程第5、陳情第9号陳情書(清掃条例設定)についてを議題陳情書
奉申つておりますが、受理するかどうかお詰り致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後5時)

議長～再開致します。(午後5時4分)

3番～陳情書の内容にもあるとおり、市にそのような関係条例がなければ、
環境衛生上からも見苦しいので受理すべきであると思います。

議長～只今5番議員より、受理すべきであるとの御意がございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本陳情書を受理することに致します。

議長～日程第5：陳情第9号陳情書（清掃条例設定）についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。（午後5時10分）

議長～再開致します。（午後5時14分）

議長～本案の質疑を求めます。

議長～質疑打切りの声がありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

5番～本陳情書は市民の福利向上、体育保健の向上を目的とするため早急に清掃条例を設定してもらいたいとのことであります。採択したい。

尚、当局に要望致します。早急に清掃条例を設定してもらいたい。

議長～外にありますか、なければ討論を打切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では陳情第9号陳情書（清掃条例設定）についてを表決に付します。

議長～本陳情書を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、陳情第9号陳情書（清掃条例設定）についてを採択することに決定致します。

議長～只今5番議員より、受理すべきであるとの御意がございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本陳情書を受理することに致します。

議長～日程第5：陳情第9号陳情書（清掃条例設定）についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。（午後5時10分）

議長～再開致します。（午後5時14分）

議長～本案の質疑を求めます。

議長～質疑打切の声がありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

5番～本陳情案は市民の福しき向上、体育保健の向上を計るため早急に清掃条例を設定してもらいたいとのことであり、採択したい。
尚、当局に要望致します。早急に清掃条例を設定してもらいたい。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では陳情第9号陳情書（清掃条例設定）についてを表決に付します。

議長～本陳情書を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、陳情第9号陳情書（清掃条例設定）についてを採択することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後5時20分)

議長～再開致します。(午後5時24分)

議長～本日の日程はこれで全部修了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。

尚、朝員は午前10時より会議を開くことに致します。

散会(午後5時25分)

議 長～暫休憩致します。（午後5時20分）

議 長～再開致します。（午後5時24分）

議 長～本日の日程はこれで全部修了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。
尚、明日は午前10時より会議を開くことに致します。

散会（午後5時25分）